

接骨院・整骨院では健康保険が使える範囲が決められています

ご注意ください!

あなたの受けた施術は本当に健康保険の対象ですか?

接骨院・整骨院では健康保険が使える範囲が決められているのをご存じですか。

保険証が「使える場合」と「使えない場合」があり、使えない場合は全額自己負担です。

療養費を返還いただく場合もありますので、ご注意ください。

接骨院・整骨院で保険証が「使える場合」「使えない場合」



けがや原因のある痛みは
保険証が使えます

骨折、脱臼

(応急処置を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意を得ることが必要です)

骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動

外傷性が明らかなけがによる捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)

リラクゼーション目的のマッサージ



日常生活の疲れや老化による肩こり・膝の痛みなど



運動後の筋肉疲労



けがではない病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)による痛み・こり



脳疾患の後遺症や慢性病からくる痛みやしびれ



病気や原因不明の痛みなどには
保険証は使えません!
(全額自己負担)

過去の交通事故などによる後遺症



症状の改善が見られない長期の施術



医療機関で同じ部位の治療を受けているとき



医師の同意のない骨折や脱臼の施術(応急処置を除く)



(いわゆるストレッチングは対象外です)

工作中や通勤途上のけが(労災保険が適用)



接骨院・整骨院で健康保険を使うときは



**痛みの原因を
正確に伝える**

健康保険の対象にならない場合がありますので、正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを先に確認します。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、先に当健康保険組合に連絡してください。



**長期間かかる場合は
医師の診察を**

長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内臓の病気が隠れていることも考えられますので、医師の診察を受けましょう。柔道整復師は行える施術の範囲が限られています。



**領収証は
必ず受け取る**

領収証は無料での発行が義務付けられています。受けた施術の記録になりますので、通院のたびに領収証を必ず受け取って大切に保存しておきましょう。領収証は医療費控除を受ける際にも保存が必要です。



**書類は
白紙で署名しない**

「療養費支給申請書」は保険請求のための大切な書類です。白紙のものに署名せず、記載内容を確認してから自筆で署名します。住所欄には郵便番号、電話番号（携帯電話も可）を忘れずに記入してください。

**病院・診療所と
重複受診はできません**

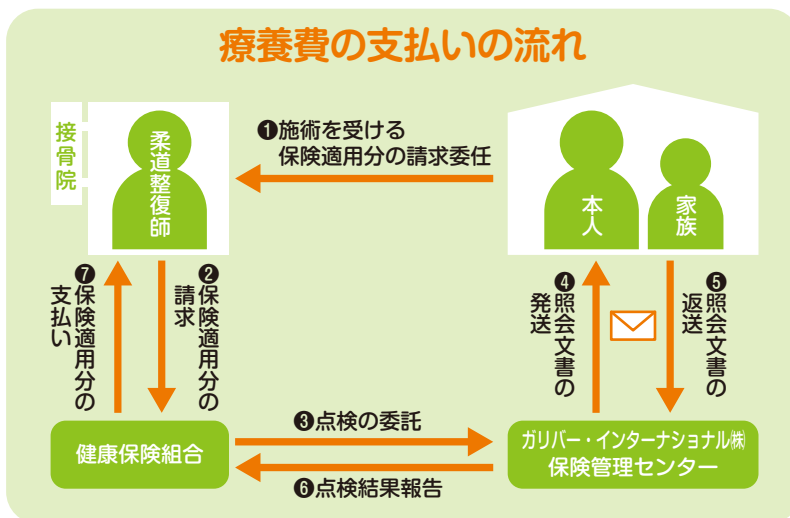
健康保険で病院・診療所などの医療機関で医師の治療を受けているときは、同じけがで重複して接骨院・整骨院での施術を受けることはできませんので、ご注意ください（ただし、接骨院・整骨院に通院していて、検査のために医師の診察を受けることはできます）。

施術内容の確認にご協力をお願いします

接骨院・整骨院からの療養費支給請求書の中には、健康保険対象外の施術が含まれているケースがあり、厚生労働省からも不適切な利用を防ぐ取り組みを求められています。このような事情から、健康保険で接骨院・整骨院を利用した方に、受けた施術内容や負傷原因などを文書または電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただけますようお願いいたします。

※当健康保険組合では、柔道整復療養費の照会業務をガリバー・インターナショナル㈱に委託しています。

療養費の支払いの流れ



照会文書が届く

ご自宅宛てに照会文書をお送りします。

自分で記入する

回答書にご自身でご記入をお願いします。

同封の封筒で返送

同封されている封筒で回答書をご返送ください。